

# 食肉市場胎ふん等搬出処理業務仕様書

## 1 業務名

食肉市場胎ふん等搬出処理業務（単価契約）

## 2 業務場所

広島市西区草津港一丁目11番1号

広島市中央卸売市場食肉市場

## 3 目的

大・小動物のと畜解体等に伴い、体内から排出される胎ふん及び獣畜搬送時のおがくず等を、市場の衛生環境を維持するため整理・搬出し、処分を行い、市場業務の円滑な運営を図るものである。

## 4 業務の対象

廃棄物処理棟（胎ふん貯留設備）

洗車場

## 5 業務の内容

### (1) 廃棄物の種類、性状等

#### ア 廃棄物の種類及び発生工程

- ・ 胎ふん 獣畜の内臓から排出された汚泥状の廃棄物を圧搾したもの（主に繊維質）
- ・ おがくず等 獣畜の搬送時に滑り止めとして使用された木くず及び獣畜の糞尿

#### イ 性状及び荷姿

粒状（一部泥状）

#### ウ 性状の変化

発酵性があり、常温で腐敗するなど、緩やかに性状変化が生じる恐れがある。

#### エ 他の廃棄物との混合等により生ずる支障

発酵性があるため、性状変化の速度に変化が生じ、人の健康、または、生活環境に係る被害を与える恐れがある。

### (2) 廃棄物の搬出量等

ア 廃棄物の搬出量は、年間で約329,400kgである。（1日平均1,373kg程度。日によって増減する。）なお、上記予定数量は、増減する場合がある。

イ 搬出量は、発注者の設置する計量器（10kg単位）で計量した数量とする。

ウ 計量は、運搬車の廃棄物積載前と積載後でそれぞれ行い、その差を搬出量とする。

エ 計量の際、発注者から交付される計量票（3部複写）を必ず受け取ること。

オ 計量器の位置は、別紙「広島市中央卸売市場食肉市場施設配置図」のとおり。

### (3) 廃棄物の整理及び積み込み、搬出等

ア 委託する廃棄物を、本市が指示する所定の場所で整理し、受注者の所有する施設に搬出する。

イ 受注者は、廃棄物が胎ふんホッパーから流出又は溢れ出ることのないよう整理又は搬出すること。

ウ 受注者は、搬出にあたっては過積載とならないよう留意し、運搬車の積載量を厳守すること。

エ 受注者は、廃棄物の積み込み終了後に発注者の係員等へ計量票を1部（3部複写の3枚目）手渡すこと。

オ 受注者は、廃棄物積込場所周辺を常に整理・清掃し、清潔に保っておくこと。

カ 受注者は、廃棄物搬送中に積載物の飛散、たれ流し等が発生しないよう、適切な措置を施すこと。

(4) 処分業務

受注者の所有する施設に搬入した後、次の何れかの方法により行う。

なお、焼却を行う場合、焼却灰については、適正な方法により、最終処分するものとする。

ア 資源再生

イ 焼却

## 6 業務実施にあたっての留意事項

(1) 廃棄物の搬出は、発注者の指示する搬出日及び時間とする。なお、受注者は、搬出した日のうちに、受注者の処理施設に搬入するものとする。

(2) 受注者は、本業務に必要な運搬車両等を適切に確保し、業務の円滑な運営を図るものとする。また、運搬業務にあたっては、運搬物に十分な知識と経験を有する運転者をあてさせることとする。

(3) 受注者は、廃棄物を発注者の施設外に搬出するにあたっては、必ず別添のルートを走行することとする。

(4) 受注者は、廃棄物の処理にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等関係法令を遵守すること。

## 7 業務の管理

(1) 発注者及び受注者は、電子マニフェストを用いて業務を管理する。

(2) 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し、発注者に提出する。ただし、業務終了報告書は、収集・運搬業務については、電子マニフェストの運搬終了報告で、処分業務については、電子マニフェストの処分終了報告で代えることができる。

## 8 提出書類

(1) 受注者はあらかじめ発注者に対し、次の書類を提出し、発注者の承認を受けるものとする。なお、許可証等の写しの提出にあたっては、原本を提示し確認を受けるものとする。ただし、その許可証等の写しに法人の代表者印の押印がある場合には原本との確認があったものとみなす。

また、提出書類に変更が生じた場合は速やかに提出し、発注者の確認を受けるものとする。

ア 広島市委託契約約款第6条に定める委託業務実施計画書

イ 本業務に従事する従業員の住所、氏名を記載した書類

ウ 本業務に使用する施設及び設備、付帯設備の仕様、能力を記載した書類

エ 本業務に使用する車両の車種、登録番号、積載量を記載した書類と車検証及び任意保険証の写し

オ 産業廃棄物処分業許可証及び産業廃棄物収集運搬業許可証の写し

カ 廃棄物の運搬経路図

キ 緊急連絡先表（収集運搬経路自治体及び道路管理者等を記載）

（資源再生する場合）

ク 化製場設置許可書の写し

（焼却処分する場合）

- ケ 受注者が廃棄物を焼却した灰を最終処分場へ運搬する業者との間で締結した契約書の写し（受注者が自ら運搬する場合を除く）
- コ 受注者が最終処分場との間で締結した契約書の写し
- サ 最終処分場が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第6項の許可を受けた者であることの許可証の写し

## 9 報告書類

- (1) 広島市委託契約約款第12条第1項に定める委託業務実施報告書は、業務実施報告書とする。  
業務実施報告書には、当該月において行った業務内容を要約するとともに、業務に関する課題事項、問題事項、提案等を記して提出するものとし、翌月の10日（ただし、3月分については3月31日）までに提出し、発注者の承認を受けるものとする。
- (2) 行政処分等に係る報告  
受注者は、この業務の遂行にあたり、各関係法令の所轄官庁から法令等に基づき改善命令等行政処分を受けた場合、当該処分の内容を直ちに発注者に対し口頭で行うとともに書面により報告するものとする。
- (3) 業務履行停滞時等の措置  
受注者は、設備故障その他やむを得ない事由で処理が停滞した場合は、直ちに発注者にその状況を書面により報告しなければならない。

## 10 業務の履行確認

発注者は、本業務の履行を確認するため、受注者及び最終処分場を適宜立ち入り検査できるものとする。

## 11 搬出停止等の措置

9(2)、9(3)の報告、10の履行確認の結果、発注者が必要と認めた場合、廃棄物の搬出停止、搬出量の調整その他必要な措置を講ずることができるものとする。なお、この措置により受注者が損害を受けることがあってもその損害を発注者に請求することはできない。

## 12 費用の負担等

本業務を実施するにあたって、発注者の施設内で使用する電気料金、水道料金については発注者の負担とする。ただし、使用にあたっては、受注者は極力節減に努めるものとする。

## 13 その他

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく委託基準等に関する事項は、別紙による。
- (2) この仕様書に疑義があるとき、または定めのない事項については、発注者・受注者協議のうえ定めるものとする。

## 1 年間予定数量

種別	年間予定数量	備考
胎ふん（汚泥）、おがくず及び牛・豚等の糞尿	329,400kg	

## 2 受注者の事業の範囲

## (1) 収集運搬に関する事業の範囲

- 産業廃棄物及び一般廃棄物

許可都道府県・政令市	
許可の有効期限	
事業範囲	
許可の条件	
許可番号	

許可都道府県・政令市	
許可の有効期限	
事業範囲	
許可の条件	
許可番号	

許可都道府県・政令市	
許可の有効期限	
事業範囲	
許可の条件	
許可番号	

## (2) 処分に関する事業の範囲

許可都道府県・政令市	
許可の有効期限	
事業範囲	
許可の条件	
許可番号	

許可都道府県・政令市	
許可の有効期限	
事業範囲	
許可の条件	
許可番号	

### 3 委託単価

種 別	単 位	単 価
胎ふん（汚泥）	搬出量 1 k g 当たり	円
おがくず及び牛・豚等の糞尿		

### 4 処分の場所、方法及び処理能力

事業場の名称	
所在地	
処分の方法	
施設の処理能力	

### 5 最終処分の場所、方法及び処理能力

最終処分先の番号	
事業場の名称	
所在地	
処分の方法	
施設の処理能力	

### 6 収集・運搬過程における積替保管

#### (1) 資源再生

胎ふん及びおがくず等を場内で積替え、搬出時に混載することは可であるが、搬出車両に積載した後は、積替保管することなく搬出重量の計量を行い、計量後は、計量所から処分場まで、積替保管することなく搬入すること。

#### (2) 焼却

胎ふん及びおがくず等を場内で積替え、搬出時に混載することは可であるが、搬出車両に積載した後は、積替保管することなく搬出重量の計量を行うこと。

計量後は、計量所から処分場まで、積替保管することなく搬入することを原則とするが、積替保管を行う場合は、下記の積替保管施設において、法令に基づき、かつ、契約書に定める契約期間内に、確実に収集・運搬できる範囲で行う。

この場合、安定型産業廃棄物は、他の安定型産業廃棄物と混合することがあり得るものとする。  
なお、積替保管の場所において選別は行わないこととする。

積替保管施設に搬入できる産業廃棄物の種類	胎ふん（汚泥） おがくず及び牛・豚等の糞尿
積替保管施設の所在地	
積替保管施設の保管上限	

### 7 再委託

受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の収集運搬及び処分業務を他人に委託してはならない。

ただし、発注者自らが、法令に定める再委託基準に従って行われることを確認し、広島市委託契約約款第4条第2項の規定に基づき再委託を承諾する場合を除くものとする。

この場合において、受注者は、発注者の要求があったときは、この再委託を受注者の責任において解除するものとする。

## 8 発注者の義務と責任

- (1) 発注者は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、受注者に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知するものとする。
- (2) 発注者は、委託する産業廃棄物の電子マニフェストの記載事項は正確にもれなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、受注者は委託物の引き取りを一時停止し、電子マニフェストの記載修正を発注者に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取るものとする。

## 9 受注者の義務と責任

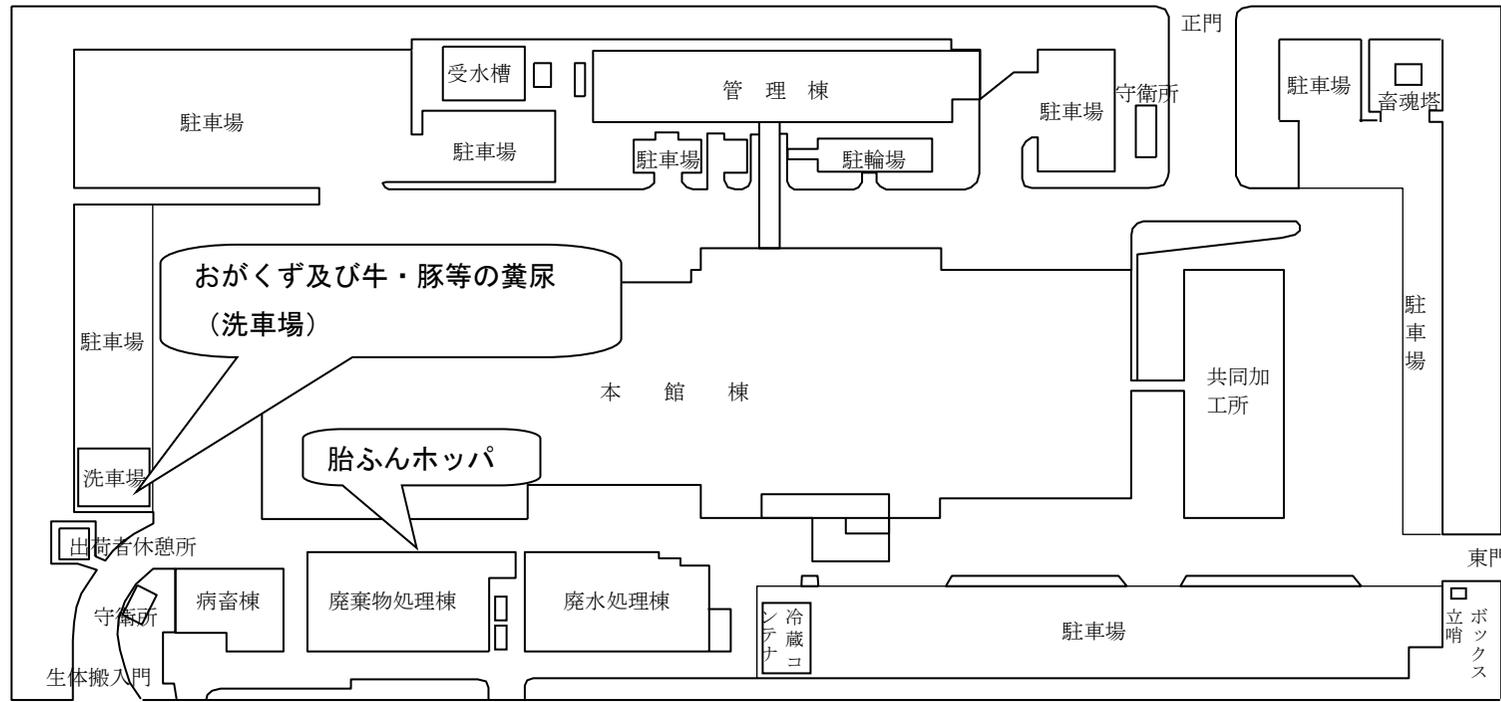
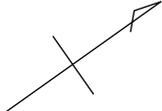
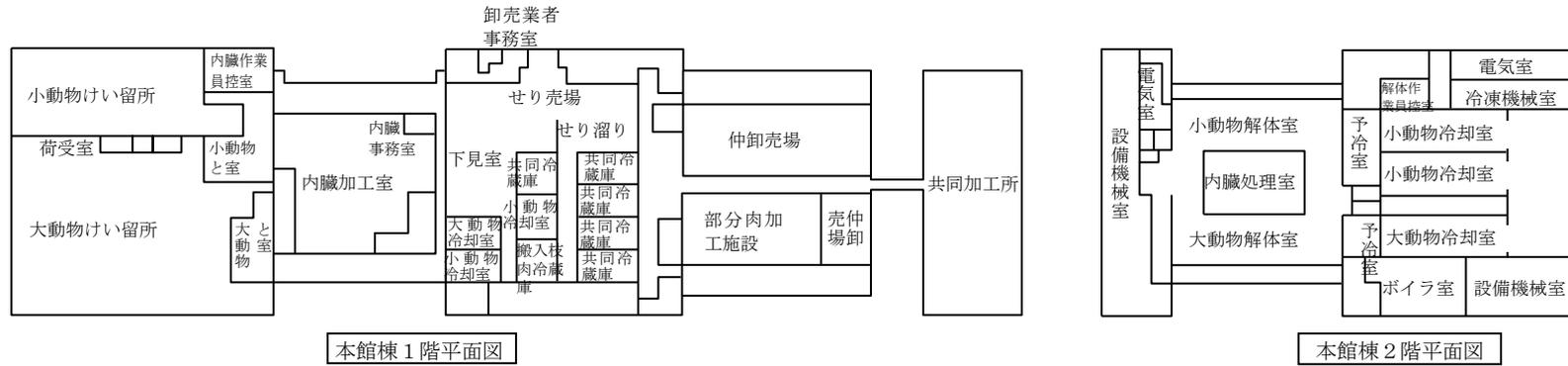
受注者は、発注者から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から、処分の完了まで、法令に基づき適正に処理する責任を負う。この間に発生した事故については、その原因が発注者の責めに帰す場合を除き、受注者が責任を負う。

## 10 契約の解除

発注者が広島市委託契約約款第14条の規定に基づき本契約を解除する場合であっても、この契約に基づき発注者から引渡しを受けた産業廃棄物の処理を受注者が完了していないときは、当該産業廃棄物の処理については発注者の指示に従うこと。

# 広島市中央卸売市場食肉市場施設配置図

別紙 2



全体配置図

